

平成25年6月19日

古賀市議会  
議長 奴 間 健 司 様

市民建産常任委員会  
委員長 飯尾 助広

## 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を、委員会条例第110条の規定により報告します。

記

### 第50号議案 古賀市特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例の制定について

本案は、都市計画区域外の準都市計画区域において、地域の特性に応じた合理的な土地利用を図り、もって本市における良好な環境の形成及び保持に資するために、特定の建築物又は工作物の用途の制限等に関し、建築基準法を根拠法として制定するものであります。その主な内容は①建築物の用途の制限②既存の建築物に対する制限の適用除外等に関する規定③市長の特例許可に関する規定となっております。

#### 【審査内容】

明らかになった主な事項はつぎのとおり。

- 1、地域の特性に応じた合理的な土地利用を図るため、田園居住地区と筑紫野古賀線沿線地区に分け、前者は既存の集落、田畑、森林を保全していく方向にまた、後者は交通の利便性を活かし、地域活力を増進するための土地利用を進めていく。
- 2、対象地区内にあるすぐに開発可能な雑種地といわれるものは筑紫野古賀線沿線地区で27ha、田園居住地区で22haであり、その他に現在農地であるが転用可能な白地が存在する。また当該地が開発可能な地形にあるのかまた、地権者が開発希望であるかどうかは不明。
- 3、特定用途制限についての地元説明会は地権者通知、広報や回覧板で呼びかけ数回開催されたが参加者が非常に少なかった。また制限による影響、将来構想等については地域において十分な協議がなされていない。
- 4、田園居住地区で倉庫業を営む倉庫を制限するのは大型トラックが頻繁に出入りする倉庫であり騒音・振動等地域への影響が大きいと考えられるからとのこと。また工場や自動車修理工場などについては、条例で規制するが地域が歓迎

するような工場等は第8条で認めていく形としている。

- 5、第8条の市長の特例許可については、地域のために必要と地域が認めた場合、申請により第3者である都市計画審議会で審議し市長が許可する手続きとなる。具体的な手続きについては条例可決後、規則で詰めていくとのこと。
- 6、委員会として対象地域の現地視察を実施いたしました。
- 7、市長質疑を実施し、良好な環境の形成・保持、地域の活性化、住民との対話等について質疑を行いました。

市長の特例許可の解釈については、基本的には制限をかけるものの、地域や市にとって必要なものは一定の手続きを経て市長が認めるという方法を残しているとのこと。また、市街化調整区域編入の問題と今回の特定用途制限地域の区域指定との関連については、市街化調整区域編入を5年間延期する代わりに特定用途制限地域の手法を用いて検証し、これがうまく機能すれば編入についても再延期を含め見直すことができると考えているとのこと。

#### 【意見】

(賛成意見)

- ・第4次マスタープラン土地利用の方針の中で示され承認されたものであり、これを実行に移す条例提案であること。
- ・対象地区における生活環境の状況は、住宅地と工場などの混在により騒音、振動、水質悪化、交通渋滞など問題が発生しており、今後これらが進行しないための一つの手法として建築物等の制限であること。またこの地域における住環境の悪化、自然環境の悪化は古賀市全体の環境保全にも影響すること。

(反対意見)

- ・今回の条例が本当に地元や地権者の声を反映したものであるどうか十分な協議がされていない。
- ・制限を田園居住地区と筑紫野古賀線沿線地区というアバウトな分け方には問題がある。

#### 【審査結果】

委員会は賛成多数で原案のとおり可決しました。

尚、委員より少数意見の留保の申し出があり、委員会として承認しました。

### 第53号議案 古賀市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、古賀市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例の一部を改正するもので、同じく第51号議案古賀市税条例、第54号議案古賀市後期高齢者医療に関する条例の一部改正にそれぞれ適用されるものであります。

#### 【審査内容】

- 1、附則第3項の延滞金の割合の特例を改正するもので、納期限の翌日から一月を経過するまでの期間は特例基準割合に1%を加算した割合とし、それを超える期間は特例基準割合に7.3%を加算した割合に改正する。
- 2、特例基準割合は各年において前年の12月15日まで大臣告示されることから毎年変動する可能性があること。施行期日は平成26年1月1日から施行とのこと。
- 3、古賀市全体の影響は平成23年度の決算基準で延滞金約1,800万円が36%減の1,150万円位になる見込みとのこと。

#### 【審査結果】

委員会は全員賛成で原案のとおり可決しました。

### 第51号議案 古賀市税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は地方税法の一部改正する法律の改正に伴い古賀市税条例の一部を改正するものであります。

#### 【審査内容】

- 1、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除について  
現行では、いわゆる三位一体の改革により行われた税源移譲に伴って所得税額が減少し、住宅借入金等特別税額控除を所得税から控除しきれなくなった問題に対処するため、税源移譲の範囲内で所得税から控除しきれない額を個人住民税から控除できる。今回の改正は、消費税引上げに伴う影響を平準化する観点から特例的に行う措置で、対象期間を平成26年1月1日から平成29年末4年間延長するとともに、控除限度額を、所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)に拡充するものであります。施行期日 平成27年1月1日。
- 2、寄附金税額控除における特例控除額の特例について  
東日本大震災からの財源確保のため復興特別所得税が課税されることに伴い、

所得税の寄付金控除の適用を受けた場合には復興特別所得税額も減少することになるため、寄附金額のうち2,000円を超える額について全額控除できるよう寄附金に係る個人住民税分特例分から復興特別所得税の軽減分だけ縮減するものであります。施行期日 平成26年1月1日。

**【審査結果】**

委員会は全員賛成で原案のとおり可決しました。

**第52号議案 古賀市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について**

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正するものであります。東日本大震災で被災した居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長の特例に関して地方税法附則の条項の改正に伴い語句の整理を行うものであります。

**【審査結果】**

委員会は全員賛成で原案のとおり可決しました。

**第54号議案 古賀市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について**

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い条例の一部を改正するものであります。附則第3条の延滞金の割合を改正するもので、金額の目安としては、平成23年度決算基準で試算した場合、4万6,200円が約36%減の3万円程度になる見込みとのこと。

**【審査結果】**

委員会は全員賛成で原案のとおり可決しました。